

尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例第3条第1項、第5項及び第6項に規定する市長が別で定めるものに関する要綱

(目的)

第1条

この要綱は、尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年尼崎市条例第55号。以下「条例」という。）第3条第1項、第5項及び第6項に規定する市長が別に定めるものについて、必要な事項を定めるものとする。

(内容)

第2条

条例の市長が別に定める事項は、次表のとおりとする。

条例の規定	市長が別に定めるもの
第3条第1項	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「省令」という。)の次の規定とする。 第54条第2項 以下の省令に規定する事業において準用する場合を含む。 第54条の5 共生型児童発達支援の事業 第54条の9 基準該当児童発達支援の事業 第71条 指定放課後等デイサービスの事業 第71条の2 共生型放課後等デイサービスの事業 第71条の6 基準該当放課後等デイサービスの事業 第71条の14 指定居宅訪問型児童発達支援の事業 第79条 指定保育所等訪問支援の事業
第3条第5項	省令の次の規定とする。 省令第26条第5項 以下の省令に規定する事業において準用する場合を含む。 第71条の14 指定居宅訪問型児童発達支援の事業
第3条第6項	省令の次の規定とする。 省令第38条第3項 以下の省令に規定する事業において準用する場合を含む。 第54条の5 共生型児童発達支援の事業 第54条の9 基準該当児童発達支援の事業 第71条 指定放課後等デイサービスの事業 第71条の2 共生型放課後等デイサービスの事業

	第 7 1 条の 6 基準該当放課後等デイサービスの事業 第 7 1 条の 1 4 指定居宅訪問型児童発達支援の事業 第 7 9 条 指定保育所等訪問支援の事業
--	--

(補則)

第 3 条 この要綱に定めることのほか、必要な事項は主管局長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。